Ｊ０７５　下顎骨形成術
1　おとがい形成の場合　6,490点
2　短縮又は伸長の場合　22,310点
3　再建の場合　36,080点
4　骨移動を伴う場合　54,210点
注１　２については、両側を同時に行った場合は、所定点数に3,000点を加算する。
２　４については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、先天異常の患者に対して行われる場合に限り算定する。

Ｊ０７５－２　下顎骨延長術
1　片側　22,310点
2　両側　33,460点

Ｊ０７６　顔面多発骨折観血的手術　34,520点
Ｊ０７７　顎関節脱臼非観血的整復術　410点
Ｊ０７８　顎関節脱臼観血的手術　23,830点
Ｊ０７９　顎関節形成術　40,870点

Ｊ０８０　顎関節授動術
1　徒手的授動術（パンピングを併用した場合）　990点
2　顎関節鏡下授動術　7,310点
3　開放授動術　22,820点

Ｊ０８１　顎関節円板整位術
1　顎関節鏡下円板整位術　18,810点
2　開放円板整位術　27,300点

Ｊ０８２　歯科インプラント摘出術（１個につき）
1　人工歯根タイプ　460点
2　ブレードタイプ　1,250点
3　骨膜下インプラント　1,700点
注　骨の開さくを行った場合は、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

Ｊ０８３　顎骨インプラント摘出術
1　２分の１顎未満の範囲のもの　2,040点
2　２分の１顎以上の範囲のもの　6,270点

Ｊ０８４　創傷処理
1　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル未満）　1,250点
2　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　1,680点
3　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）　2,000点
4　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル未満）　470点
5　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　850点
6　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,320点
注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮（さつ）又は縫合を行う場合に限り算定する。
２　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り所定点数に460点を加算する。
３　汚染された挫創に対して区分番号Ｊ０８５に掲げるデブリードマンを行った場合は、当初の１回に限り100点を加算する。

Ｊ０８４－２　小児創傷処理（６歳未満）
1　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満）　1,250点
2　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上５センチメートル未満）　1,400点
3　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　1,850点
4　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）　2,860点
5　筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満）　450点
6　筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上５センチメートル未満）　500点
7　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　950点
8　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,450点
注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮（さつ）又は縫合を行う場合に限り算定する。
２　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り所定点数に460点を加算する。
３　汚染された挫創に対して区分番号Ｊ０８５に掲げるデブリードマンを行った場合は、当初の１回に限り100点を加算する。

Ｊ０８５　デブリードマン
1　100平方センチメートル未満　1,020点
2　100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　2,990点
注１　当初の１回に限り算定する。
２　骨、腱（けん）又は筋肉の露出を伴う損傷については、深部デブリードマン加算として、所定点数に1,000点を加算する。

Ｊ０８６　上顎洞開窓術　2,600点
Ｊ０８７　上顎洞根治手術　6,660点
Ｊ０８７－２　上顎洞炎術後後出血止血法　6,660点

Ｊ０８８　リンパ節摘出術
1　長径３センチメートル未満　1,200点
2　長径３センチメートル以上　2,880点

Ｊ０８９　分層植皮術
1　25平方センチメートル未満　3,520点
2　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　6,270点
3　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　9,000点
4　200平方センチメートル以上　25,820点

Ｊ０８９－２　全層植皮術
1　25平方センチメートル未満　10,000点
2　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　12,500点
3　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　28,210点
4　200平方センチメートル以上　40,290点
注　広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸（けい）部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。